

令和7年 第21回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和7年3月17日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会		令和7年3月25日 午後 3時30分									
	閉 会		令和7年3月25日 午後 4時30分									
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎	明	7番	委員	下川部	和 宏	13番	委員	由 利	昭 人
	2番	委員	吉 田	藍	8番	委員	川 口	豊	14番	委員	佐 藤	貴 彦
	3番	委員	佐 藤	美登子	9番	委員	西 口	智 章				
	4番	委員	木 村	卓 也	10番	委員	奈 良	和 人				
	5番	委員	齋 藤	和 博	11番	委員	木 口	幸 弘				
	6番	委員	前 田	秀 幸	12番	委員	佐 藤	龍 也				
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和7年 月 日 上記のとおり、会議の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 4番 _____ 12番 _____ _____											

[illegible]

会 議 の 経 過	
事務局長	全員おそろいですので、これより、第21回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	さっそく総会に入りたいと思います。よろしくお願いします。
	日程第1、出席者の報告。14名出席です。 日程第2、議事録署名委員の指名について、4番、12番お願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。 1番 借主は当路の〇〇〇〇さん、貸主は苫小牧市の〇〇〇〇さん、土地の所在は南館町〇〇で、地目は公簿・現況ともに田、面積は7,452.00㎡、契約期間は令和3年11月30日から令和7年11月29日まででした。 2番 借主は城丘の〇〇〇〇さん、貸主は城丘の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか4筆で、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は32,822.00㎡、契約期間は令和5年6月30日から令和10年6月29日まででした。
会長	報告ですが、何か聞きたいことあれば。 無ければ、議案第1号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。
事務局	議案第1号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は富栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は江差町の〇〇〇〇さん、土地の所在は富栄〇〇です。地目は公募現況ともに田、面積は81.00㎡、対価は10aあたり、70,000円となっております。 2番 譲受人は赤沼町の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇ほか2筆、地目は公募現況ともに畑です。合計面積は2,147㎡、対価は10aあたり50,000円となっております。 3番 譲受人は鶉の〇〇〇〇さん、譲渡人は本町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉〇〇ほか16筆、地目は公募現況ともに記載のとおりです。合計面積は49,258㎡、対価は10aあたり70,000円となっております。 4番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は乙部町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉〇〇ほか2筆、地目は公募現況ともに記載のとおりです。合計面積は29,841㎡、対価は10aあたり約62,000円となっております。 5番 譲受人は相生の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇。地目は公募現況ともに畑、面積は10,022.00㎡、対価は10aあたり、約69,000円となっております。 6番 譲受人は鶉町の株式会社 〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇ほか6筆。地目は公募現況ともに記載のとおりです。合計面積は11,962.00㎡、対価は10aあたり、田で約115,000円、畑で約36,000円となっております。 7番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか1筆、地目は公募現況ともに田です。合計面積は5,984.00㎡、対価は10aあたり200,000

会 議 の 経 過	
	円となっております。 8 番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇で、地目は公募現況ともに田です。面積は 4,340.00 m²、対価は 10a あたり 200,000 円となっております。 9 番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか 9 筆、地目は公募現況ともに記載のとおりです。合計面積は 30,122.56 m²、対価は 10a あたり 200,000 円、畑で 100,000 円となっております。 10 番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は、館町〇〇ほか 3 筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は 30,086.00 m²、対価は 10a あたり 200,000 円となっております。 11 番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は北斗市の〇〇〇〇さん、土地の所在は、富里〇〇で、地目は公募現況ともに記載のとおりです。面積は 77,298.00 m²、対価はトータル 100 万円ですが、実際の作付け可能箇所面積が 11,000 m²のため、実質的に 10a あたり約 90,000 円となっております。 12 番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は北斗市の〇〇〇〇さん、土地の所在は、富里〇〇ほか 1 筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は 9,799.00 m²、対価は 10a あたり、約 90,000 円となっております。 以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
前田委員	1 番について、場所は美和の橋のところから美和に入っていくところです。以前に〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんが農地を買ったときに、漏れていたようで、今回追加で売買することです。
木口委員	2 番について、元々〇〇〇〇さんが耕作していた畑で、今回〇〇〇〇さんが売りたいということです。
川口委員	3 番について、場所は西鶉の〇〇〇〇の所から入って行って、〇〇〇〇さんの倉庫の向い側です。その並びに〇〇〇〇さんの畑がある場所です。対価については双方合意の上の売買です。
佐藤(貴)委員	4 番について、今でも〇〇さんに貸していた農地で今回売りたいということでの申請です。 5 番について、場所は鶉町の共同墓地の真向かいになります。昨年〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから借りていたのですが、〇〇〇〇さんが譲りたいということで、〇〇〇〇さんが買うものです。 対価についても双方合意のものです。
奈良委員	6 番について、〇〇〇〇さんですが、老人ホームに入所しています。皆さんご存じかとおもいますが、昨年息子さんが亡くなりまして、自分の田畑を売りたいということで、〇〇〇〇さんに話がいったそうです。
佐藤(龍)委員	7 番について、場所は〇〇〇〇さんの自宅の隣です。〇〇〇〇さんが借りていましたが、今回売買となりました。
	8 番について、〇〇〇〇さんが隣接した農地のため、売買することになりました。対価は双方合意の上です。

会 議 の 経 過	
	9 番について、場所は〇〇〇〇さんの上に上がっていく倉庫の手前の所です。元々ここは〇〇〇〇さんが付けていた場所なのですが、〇〇〇〇さんに売買の話はしましたが、不要ということで、〇〇〇〇さんに話が行ったそうです。
西口委員	10 番について、元々〇〇〇〇さんの農地を〇〇〇〇さんが付けていて、今回売買の話になったそうです。対価の方も双方合意の上での売買です。
木村委員	11 番と 12 番について、関連があるのでまとめて説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに話が行きまして、両方買ってもらえないかとのことだったのですが、〇〇〇〇さんが山手の方を買って、その他の部分を〇〇〇〇さんが買うことになったそうです。対価も双方合意の上での売買です。
会長	以上、説明が終わりました。何か質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請通り許可します。
	次に議案第 2 号、農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。
事務局	議案第 2 号 下記農地につき、農用地利用集積計画により使用貸借の申請がありましたので、適否について意見を求めます。
	1 番 譲受人は赤沼町の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町の〇〇〇〇さん、土地の所在は、富栄〇〇ほか 13 筆で、地目は公募現況ともに記載のとおりです。合計面積は 85,619.00 m ² です。契約期間は令和 7 年 3 月 26 日～令和 9 年 3 月 25 日までの 2 年間です。
会長	補足説明をお願いします。
木口委員	経営移譲するために使用貸借するものです。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。
佐藤(美)委員	経営移譲するなら、5 年とか 10 年とかではないのですか。
事務局	こちらでもそのように話したのですが、まだ本当に農家としてやっていけるか自信がない、ということでとりあえず 2 年間ということになりました。
会長	あと、質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	無いということなので、申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請通り許可します。

会 議 の 経 過	
事務局	次に議案第3号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。 議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請がありましたので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は上里の〇〇〇〇さん、譲渡人は上里の〇〇〇〇さん、土地の所在は、上里〇〇ほか9筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は21,038.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和11年12月31日までの5年間です。対価は10aあたり10,000円となっております。 2番 譲受人は滝野の〇〇〇〇さん、譲渡人は滝野の〇〇〇〇さん、土地の所在は、滝野〇〇ほか1筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は5,875.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年2月24日までの2年間です。対価は10aあたり10,000円となっております。 3番 譲受人は滝野の〇〇〇〇さん、譲渡人は北斗市の〇〇〇〇さん、土地の所在は、滝野〇〇で、地目は公募現況ともに田です。面積は2,452.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年2月24日までの2年間です。対価は10aあたり10,000円となっております。 4番 譲受人は社の山の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は、社の山〇〇ほか9筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は56,267.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和8年12月31日までの2年間です。対価は10aあたり18,000円となっております。 5番 譲受人は鶴町の〇〇〇〇さん、譲渡人は北斗市の〇〇〇〇さん、土地の所在は、木間内〇〇ほか6筆で、地目は公募現況ともに記載のとおりです。合計面積は65,084.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和11年3月25日までの5年間です。対価は10aあたり田で約16,000円、畑で約5,000円となっております。 6番 譲受人は当路の有限会社 〇〇〇〇さん、譲渡人は当路の〇〇〇〇さん、土地の所在は、当路〇〇ほか7筆で、地目は公募現況ともに記載のとおりです。合計面積は44,848.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和8年12月31日までの2年間です。対価は10aあたり田、畑ともに5,000円となっております。 7番 譲受人は城丘の〇〇〇〇さん、譲渡人は城丘の〇〇〇〇さん、土地の所在は、城丘〇〇ほか4筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は32,822.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和8年12月31日までの2年間です。対価は10aあたり15,000円となっております。 8番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は社の山の〇〇〇〇さん、土地の所在は、社の山〇〇ほか5筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は48,689.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和8年12月31日までの2年間です。対価は10aあたりで約14,000円となっております。 9番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は七飯町の〇〇〇〇さん、土地の所在は、城丘〇〇ほか7筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は31,400.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年3月31日までの2年間です。対価は10aあたり田で11,000円となっております。 10番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は青森県の〇〇〇〇さん、土地の所在は、城丘〇〇ほか1筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は9,962.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年3月31日までの2年間です。対価は10aあたり田で11,000円となっております。

会 議 の 経 過	
	11 番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は城丘の〇〇〇〇さん、土地の所在は、城丘〇〇ほか2筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は27,542.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年3月31日までの2年間です。対価は10aあたり田で11,000円となっております。 12 番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は南館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は、城丘〇〇ほか5筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は46,642.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年3月31日までの2年間です。対価は10aあたり田で11,000円となっております。 13 番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は七飯町の〇〇〇〇さん、土地の所在は、城丘〇〇ほか1筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は1,315.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年3月31日までの2年間です。対価は10aあたり田で11,000円となっております。 14 番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は茨城県の〇〇〇〇さん、土地の所在は、城丘〇〇ほか13筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は125,373.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年3月31日までの2年間です。対価は10aあたり田で11,000円となっております。 15 番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市の〇〇〇〇さん、土地の所在は、城丘〇〇ほか1筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は21.36200㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年3月31日までの2年間です。対価は10aあたり田で11,000円となっております。 16 番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は七飯町の〇〇〇〇さん、土地の所在は、富里〇〇ほか4筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は29,072.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年3月31日までの2年間です。対価は10aあたり田で11,000円となっております。 17 番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は館町の〇〇〇〇さん外1名、土地の所在は、城丘〇〇ほか1筆で、地目は公募現況ともに田です。合計面積は10,552.00㎡です。契約期間は令和7年3月26日～令和9年3月31日までの2年間です。対価は10aあたり田で11,000円となっております。
会長	事務局の説明終わりました。更新について補足説明は求めません。また、7番についても契約期間の変更ということで、同じく説明は求めません。その他について補足説明をお願いします。
佐藤(美)委員	1番について、場所は上里の〇〇〇〇さんの家の前のところです。〇〇〇〇さんのお父さんが亡くなり、農地を引継ぎましたが、息子さんがなにか体の状態が良くないということで、親戚でもある〇〇〇〇さんが引き受けるということです。
下川部委員	2番、3番について、〇〇〇〇さんが2年ほど前から米を付けていたそうなのですが、農業委員会への届出を忘れていたということで、今回の申請になりました。
佐藤(貴)委員	4番について、場所は木間内の方は〇〇〇〇の家の斜め向かいになります。社の山の方は〇〇〇〇さんの家の横あたりです。〇〇〇〇さんがずっと付けていたのですが、更新するのを忘れていたということで、今回新規の契約として申請するものです。
西口委員	8番について、場所は〇〇〇〇さんの家の通りの農地で、新規に契約するものです。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。

会 議 の 経 過	
委員	ありません。
会長	無ければ、申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請通り許可します。 以上で本日の議案審議は終了しました。 ～了～